

○郡山市勤労青少年ホーム条例

昭和46年3月25日
郡山市条例第33号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、勤労青少年の福祉の増進と社会教育の向上を図るため、勤労青少年ホームを設置する。

(定義)

第2条 この条例において「勤労青少年」とは、勤労者、職業訓練を受けている者又は求職者で35歳未満のものをいう。

(名称及び位置)

第3条 勤労青少年ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市勤労青少年ホーム	郡山市麓山一丁目8番4号

(事業)

第4条 郡山市勤労青少年ホーム(以下「勤労青少年ホーム」という。)の事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤労青少年の相談及び指導
- (2) レクリエーション、クラブ活動等のための施設及び設備の提供
- (3) 音楽会、講演会、展示会等の開催

(使用許可)

第5条 勤労青少年ホームを使用しようとする者は、郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、勤労青少年ホームの管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 教育委員会は、勤労青少年ホームを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、勤労青少年ホームの使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、勤労青少年ホームの使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。

(使用料)

第8条 勤労青少年並びにその指導者及び勤労青少年の福祉の向上に資する機関又は団体で教育委員会が適当と認めたもの（以下この条において「勤労青少年等」という。）が勤労青少年ホームを使用する場合は、使用料（別表第2に定める使用料を除く。）は無料とする。

- 2 前項の規定は、勤労青少年等が営業、営利その他これに類する目的をもって勤労青少年ホームを使用する場合には、適用しない。
- 3 勤労青少年等以外の者が勤労青少年ホームを使用する場合は、別表第1及び別表第2に定める使用料（勤労青少年等が多目的ホールを使用する場合にあっては、別表第2に定める使用料）を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたとき。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の取りやめの申し出をし、教育委員会がこれを承認したとき。
- (3) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。
- (4) 使用者が使用を開始する前日までに、使用許可を取り消されたとき。
- (5) その他教育委員会が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、勤労青少年ホームの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(賠償責任)

第12条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第13条 教育委員会の諮問に応じ、勤労青少年ホームの円滑な運営を図るため、郡山市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表第1(第8条関係)

多目的ホール以外の施設

(1) 施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
調理室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
工作室	1,100円	1,400円	1,600円	2,300円	2,700円	3,500円
第8講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第9講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
第10講義室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
音楽室	800円	1,100円	1,300円	1,800円	2,200円	2,700円
講師控室	500円	800円	1,000円	1,200円	1,700円	2,000円

備考

- 1 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 2 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。

(2) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあっては、施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあっては、施設使用料の100分の200に相当する額

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」とは、使用者が当該室を使用するに際し、入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合に加算される使用料をいう。
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって当該室を使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
- 4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
アップライトピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- アップライトピアノの使用料には、調律料は含まない。

別表第2(第8条関係)

多目的ホール

(1) 施設使用料

室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	5,400円	10,500円	9,900円	15,900円	20,400円	25,800円

備考

- 使用時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午前9時から正午までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 午後9時から午前6時までの使用に係る使用料は、1時間につき、午後6時から午後9時までの欄にその額の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 使用時間が1時間に満たないときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

- 5 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20に相当する額を加算する。
- 6 施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円未満の場合にあつては、施設使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が1,000円以上3,000円未満の場合にあつては、施設使用料の額の100分の100に相当する額
	入場料が3,000円以上の場合にあつては、施設使用料の100分の200に相当する額
準備等使用料	施設使用料の額の100分の70に相当する額

備考

- 1 この表において「入場料徴収加算料」及び「準備等使用料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
 - (1) 入場料徴収加算料 使用者が多目的ホールを使用するに際し、入場料を徴収する場合に加算される使用料
 - (2) 準備等使用料 多目的ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料
- 2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないで、使用者が営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、この表における最高額の入場料徴収加算料に該当するものとみなす。
- 4 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
フルコンサートピアノ		1式1回	8,000円
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円

	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 フルコンサートピアノの使用料には、調律料は含まない。